

開示項目一覧

このディスクロージャー資料は銀行法施行規則（第19条の2第1項、第19条の3）による法定開示項目に基づき作成しておりますが、法定開示項目以外についても自主的に開示しております。それぞれの各項目は以下のページに掲載しております。

●銀行法施行規則による法定開示項目

●単体情報

1. 銀行の概況および組織に関する事項	
・大株主一覧	27
2. 銀行の主要な業務に関する事項	
1. 当中間期業績の概況	4.5
2. 主要な経営指標等の推移	
・経常収益・経常利益または経常損失	6
・中間純利益または中間純損失	
・資本金および発行済株式の総数	
・純資産額・総資産額	
・預金残高・貸出金残高・有価証券残高	
・単体自己資本比率・従業員数	
3. 業務粗利益および業務粗利益率	16
4. 資金運用収支、役員取引等収支およびその他業務収支	16
5. 資金運用勘定・調達勘定の平均残高、利息、利回り	16
6. 資金利鞘	7
7. 受取利息および支払利息の増減	16
8. 総資産経常利益率および資本経常利益率	6
9. 総資産中間純利益率および資本中間純利益率	6
10. 預金・譲渡性預金科目別残高（平均残高）	18
11. 定期預金の残存期間別残高	18
12. 貸出金科目別残高（平均残高）	19
13. 貸出金残存期間別残高	19
14. 貸出金担保別内訳残高および支払承諾見返額	20.21
15. 貸出金使途別内訳残高	21
16. 貸出金業種別内訳残高および貸出金総額に占める割合	20
17. 中小企業等に対する貸出金残高および貸出金総額に占める割合	19
18. 特定海外債権残高	21
19. 預貸率の中間期末値および中間期中平均値	7
20. 商品有価証券の種類別平均残高	23
21. 有価証券の種類別残存期間別残高	23
22. 有価証券の種類別平均残高	23
23. 預託率の中間期末値および中間期中平均値	7
3. 銀行の財産の状況に関する事項	
1. 中間貸借対照表、中間損益計算書および 中間株主資本等変動計算書	8~15
2. 破綻先債権に該当する貸出金	22
3. 延滞債権に該当する貸出金	22
4. 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	22
5. 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	22
6. 自己資本の充実の状況	7
7. 有価証券の取得価格または契約価額、時価および評価損益	24.25
8. 金銭の信託の取得価格または契約価額、時価および評価損益	25
9. 銀行法施行規則第13条の3第1項第5号 に掲げる取引（デリバティブ取引）	26
10. 貸倒引当金の中間期末残高および中間期中の増減額	21
11. 貸出金償却の額	21
12. 銀行が中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株 主資本等変動計算書について金融商品取引法第193 条の2第1項の規定に基づき公認会計士又は監査法人 の監査証明を受けている場合にはその旨	8

●連結情報

1. 銀行およびその子会社等の主要な業務に関する事項	
1. 当中間期業績の概況	28.29
2. 主要な経営指標等の推移	
・経常収益・経常利益または経常損失	29
・中間純利益または中間純損失	
・純資産額・総資産額・連結自己資本比率	
2. 銀行およびその子会社等の財産の状況に関する事項	
1. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書および 中間連結株主資本等変動計算書	30~40
2. 破綻先債権に該当する貸出金	40
3. 延滞債権に該当する貸出金	40
4. 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	40
5. 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	40
6. 自己資本の充実の状況	41
7. 連結決算セグメント情報	42
8. 銀行が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書お よび中間連結株主資本等変動計算書について金融商 品取引法第193条の2第1項の規定に基づき公認会 計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には その旨	30
●バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項	44~57

●自主的開示項目

●連結情報

銀行およびその子会社等の概況に関する事項	
1. 銀行およびその子会社等の主要な事業の内容および組織	28
2. 銀行の子会社等に関する事項	
・名称・主たる営業所または事業所の所在地	28
・資本金または出資金・事業の内容	
・設立年月日・銀行が保有する子会社等の議決権の 総株主又は総出資者の議決権に占める割合	
・銀行の一の子会社等以外の子会社等が保有する 当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資 者の議決権に占める割合	

●単体情報

1. 株式所有者別内訳	27
2. 配当政策	27
3. 業務純益	17
4. その他業務利益の内訳	17
5. 営業経費の内訳	17
6. 資金調達原価	7
7. 不良債権の状況（金融再生法に基づく開示基準）	22
（自己査定による債務者別分類）	22